

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

▷保険料の軽減措置について

平成28年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置は、判定基準を拡大して実施されます。なお、7月に保険料額決定通知書を発送しますのでご確認ください。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (26万5千円 × 被保険者の数) 以下 ※1	5割
33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下 ※2	2割

※1 平成27年度は、33万円 + (26万円 × 被保険者の数) 以下

※2 平成27年度は、33万円 + (47万円 × 被保険者の数) 以下

▷保険料の軽減措置には、

所得の確認が必要です

平成28年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置・医療費自己負担限度額の判定には、所得を確認する必要がありますので、市民税の申告を忘れないようお願いします。

▷4月から入院時に係る食事代が一部変更となります

所得区分が現役並み所得の方と一般の方が医療機関に入院した際の1食当たりの食事代が、4月1日からは現行の260円から360円に変更となります。

国保年金課 内線2338

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL017-721-3821

縦覧帳簿であなたの固定資産を確認できます

固定資産の課税（固定資産税・都市計画税）の基礎となる価格等をあらかじめ所有者に確認していただくため、平成28年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します（路線価格等の公開もしています）。

登録されている価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

対象…昨年中に土地・家屋の所有権を移転した方、家屋を新築・増築・取得した方等、全ての納税者

*これから家屋の新築・増築・取壊しをする場合は、ご連絡をお願いします。

縦覧期間…4月1日(金)～5月31日(火)（閉庁日を除く）

縦覧時間…8:30～17:15

縦覧場所

▷五所川原地区 税務課 内線2223

▷金木地区 金木総合支所総合窓口係 内線3114

▷市浦地区 市浦総合支所総合窓口係 内線4014

市民税・県民税の申告はお済みですか

平成28年度（平成27年分）の市民税・県民税の申告をしていない方は、忘れずに行いましょう。

申告が必要な方が申告しなかった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等が適正に算定されないことがあるほか、所得証明書等を交付できない場合があります。

申告に必要な書類は、広報1月号と同時配布した「平成28年度市民税・県民税申告のお知らせ」をお読みください。

*ご不明な点については、お問い合わせください。

問…税務課 内線2227

金木総合支所総合窓口係 内線3114

市浦総合支所総合窓口係 内線4014

窓口での本人確認について

4月から税務課・収納課・各総合支所の窓口で税務証明書（車検用軽自動車税納税証明書を除く）の交付申請をする際、ご本人であることを確認できる身分証明書等を提示していただきます。

①顔写真つきの身分証明書等をお持ちの場合

個人番号カード、運転免許証、障がい者手帳など顔写真つきの公的なカードや手帳等のうち、いずれか1つを提示してください。

②顔写真付きの身分証明書等をお持ちでない場合

保険証、国民年金手帳、納税通知書など公的な証書や手帳等のうち、いずれか2つを提示してください。

代理人が申請する場合

代理人の①または②のほかに、委任状が必要となる場合があります。

問…税務課 内線2225 / 収納課 内線2249